

仕 様 書

- 1 件名 手術用顕微鏡一式の購入
- 2 品名及び数量 手術用顕微鏡 一式
- 3 納入期限 令和 7年 3月31日
- 4 納入場所 名古屋市北区平手町1丁目1番地の1
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 中央手術室

5 納入条件

本入札に係る調達物品の納入は、以下の手順により行うこと。

納入に当たり、機器等の搬入、据付け、結線、設定及び調整等に関しては、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「病院」という。）担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。

また、調達物品は、下記の調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等の条件を有するものとする。

- (1) 本件調達物品に係わる性能、機能及び技術等の要求要件は、別紙1「調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等（基本的仕様項目）」（以下「基本的仕様項目」という。）に示すとおりとする。

入札機器が基本的仕様項目と同等又はそれ以上の機能を有し、システム化されている機器についても同等又はそれ以上の機能を有する場合は、適宜審査の上、上記調達物品と同等又はそれ以上の機能と判断されるものとする。

また、入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

- (2) 入札機器のうち医療器具に関しては、入札時点で薬事法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- (3) 入札機器は入札時点で製品化されていること。

6 指定場所への納入等

装置の搬入、据付け及び動作確認は、納期までに終えること。また、据付け、搬送及び納入等に要する費用並びに電話回線に係る費用（稼働後の回線利用料を含む）は売渡人の負担とする。

7 動作確認

設置された装置は、使用できる状態に調整して引き渡すこと。動作確認に要する費用は、売渡人の負担とする。

8 検査

- (1) 設置完了後、納入検査を行う。
- (2) 納入検査において合格と認められないときは、売渡人は病院担当者の指定する期日までに装置等の取換え又は補正を行うこと。
- (3) その他、別紙2「検査指示書」による。

9 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 売渡人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、大学へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 売渡人が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

10 その他

- (1) 詳細については、病院担当者の指示に従うこと。
- (2) 別紙の「グリーン配送に関する特記仕様書」について留意すること。

調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等（基本的仕様項目）

1 調達物品の使用目的

手術用顕微鏡は脊椎手術の微細手術に使用する必要不可欠な装置である。当院の現行機種は開院時に導入され、導入より10年以上が経過しており、本年12月に一部部品の供給が終了するため安全管理上更新が必要不可欠である。

2 調達物品の内訳

(1) 手術用顕微鏡	1 式
(2) ヘッドマウントディスプレイ	3 台
(3) レコーダー	1 式

3 物品調達に備えるべき技術的仕様

1 手術用顕微鏡については、以下の要件を満たすこと。

- 1-1 レンズから接眼レンズに至る全光学系は、アポクロマト光学系であること。
- 1-2 対物レンズは、作業距離が225mm～600mmの範囲を含む連続バリエアブルフォーカスであること。
- 1-3 フォーカス機構は、オートフォーカス機能を有すること。
- 1-4 対面用の鏡筒が搭載されていること。
- 1-5 ズーム値、対物レンズの作業距離値、照明の明るさをモニター、ヘッドマウントディスプレイに投影させる機能を有すること。
- 1-6 分光器を鏡基部へ内蔵していること。
- 1-7 フルHD規格以上の3Dカメラを内蔵していること。
- 1-8 照明方法は陰影部に照明を照らす2軸照明機構、若しくは陰影部でも明るく照らすスモールアングルイルミネーション照明であること。
- 1-9 ハンドグリップによる制御可能な機能は、ズーム、フォーカス、鏡基部の電動XYローテーション運動、3種類の電磁ロック制御ボタン、そして4つ以上のプログラム可能なファンクションボタンを有すること。
- 1-10 鏡基部の電動XYローテーション運動は、旋回可能であること。
- 1-11 ワイヤレスフットコントロールパネルを有していること。
- 1-12 フットコントロールパネルで制御可能な機能は、ズーム、フォーカス、鏡基部の電動XYローテーション運動、6つ以上のプログラム可能なファンクションボタン

を有すること。

- 1-13 光源装置は 300W、若しくは 400W のキセノンランプモジュールを 2 個搭載していること。
 - 1-14 バックアップランプモジュールへの交換操作はスタンドシステムの HD タッチスクリーン上で行う事ができること。
 - 1-15 メインランプおよびサブランプの使用時間、若しくは推定寿命はスタンドシステムの HD タッチスクリーン上へ表示可能であること。
 - 1-16 スタンドの振動を最小限に抑える制振機能を有すること。
 - 1-17 カラー表示可能な 24 インチ以上の HD タッチスクリーンディスプレイを有すること。
 - 1-18 オートバランス機能を有すること。
 - 1-19 ドレープ装着時にドレープ内の空気を吸引する機能を有すること。
 - 1-20 スタンドシステムには HD-SDI, DVI の出力端子を標準装備として有すること。
 - 1-21 ナビゲーションインターフェイスを内蔵し、ナビゲーションシステムからの輪郭情報や各種データをカラー表示にて左右接眼レンズ内へ、もしくはヘッドマウントディスプレイへ投影可能なこと。
 - 1-22 3D メディカルレコーダーと積載用の台車を 1 式用意すること。
- 2 ヘッドマウントディスプレイについては、以下の A・Bいずれかの要件を満たすこと。
- 2-A
 - 2-A-1 ディスプレイは、57 インチ以上であること。
 - 2-A-2 ディスプレイは、2 D (1920×1080) 及び 3 D (3840×1080) の解像度を有すること。
 - 2-A-3 ディスプレイモジュールの映像が、片眼で四隅が視える位置に調整できること。
 - 2-A-4 映像はエンコーダーから HDMI 分配器を経由し、無線送信器により出力されること。
 - 2-A-5 無線送信器 1 台でヘッドマウントディスプレイ 2 台出力可能であること。
 - 2-A-6 ヘッドマウントディスプレイ専用モバイルバッテリーを有すること。
 - 2-A-7 無線受信器、及びモバイルバッテリーを装着できる専用ベルトを有すること。
 - 2-B
 - 2-B-1 ヘッドマウントディスプレイは顕微鏡本体と互換性があり術野が 3D にて投影可能であること。
 - 2-B-2 各眼ともに HD 表示できること。
 - 2-B-3 最大 3 人同時観察可能で、タッチパネル操作でそれぞれが 4 種類 (0°・90°・180°・270°) の方向選択と明るさの調整が可能であること。

- 2-B-4 顕微鏡本体のファンクションボタンにて、ヘッドマウントディスプレイに内視鏡画像・ナビゲーション画像を選択し投影出来ること。
- 2-B-5 ヘッドマウントの IPD 範囲は 52mm~76mm であること。
- 2-B-6 視度調整範囲は-5dpt~+5dpt であること。
- 2-B-7 ヘッドセットレイテンシーは<20ms であること。
- 2-B-8 ヘッドセットのサイズは 355mm×186mm×150mm であること。
- 2-B-9 ヘッドセットのケーブルの長さは 5,2m であり、ヘッドセットと中継接続可能であること。

検査指示書

1 工程表の提出等

契約締結後、速やかに本件契約物品の納入日程等について、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病院（以下「病院」という。）担当者の指示を受けること。工程表を2部作成して病院担当者に提出すること。

2 据付け途中の写真撮影等

据付け後、外部から確認できない機器等については途中で写真撮影等を行い、病院担当者に提出すること。契約締結後、病院が指定する検査員（以下「検査員」という。）の指示を受けること。

3 完了検査

機器の据付けを完了したときは、検査員に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。完了検査の際は、作動させて機能の確認を行うことがある。機器構成、銘柄型番の表示、性能機能等について説明できる者が立ち会うこと。

4 納品書の提出

完了検査を受けた後、直ちに納品書を病院担当者に提出すること。

5 検査員の指示に従う義務

売渡人は、検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から納入物品についての説明、資料提出等を求められた場合は、速やかに応じるものとする。上記の検査以外にも、履行の確保等のため検査員が必要と判断した場合は、中間検査を実施することがある。

6 検査費用の契約者の負担義務

上記の手続は、いずれも売渡人がその負担により行うこととし、据付け途中の写真撮影、納品書の提出等検査に直接要する費用と検査のため変形、変質、消耗又はき損した物品の損失はすべて売渡人の負担とする。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。